

議事日程第4号

令和5年3月9日（木） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について
- 日程第3 議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について
- 日程第4 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第5 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第31号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第32号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第33号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第34号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第35号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第37号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第38号 橋本市立こども園条例及び橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第15 議案第40号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第41号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第1号 令和4年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第18 議案第2号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第3号 令和4年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第4号 令和4年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第5号 令和4年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第6号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第7号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第8号 令和4年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第9号 令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について

日程第26	議案第10号	令和4年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第27	議案第11号	令和4年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第28	議案第12号	令和4年度橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第29	議案第13号	令和4年度橋本市病院事業会計補正予算（第6号）について
日程第30	議案第14号	令和5年度橋本市一般会計予算について
日程第31	議案第15号	令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について
日程第32	議案第16号	令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第33	議案第17号	令和5年度橋本市駐車場事業特別会計予算について
日程第34	議案第18号	令和5年度橋本市墓園事業特別会計予算について
日程第35	議案第19号	令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について
日程第36	議案第20号	令和5年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算について
日程第37	議案第21号	令和5年度橋本市介護保険特別会計予算について
日程第38	議案第22号	令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第39	議案第23号	令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について
日程第40	議案第24号	令和5年度橋本市水道事業会計予算について
日程第41	議案第25号	令和5年度橋本市下水道事業会計予算について
日程第42	議案第26号	令和5年度橋本市病院事業会計予算について
日程第43	議案第42号	市道路線の認定について
日程第44	議案第43号	市道路線の変更について
日程第45	議案第44号	字の区域及び名称の変更について
日程第46	議案第45号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第47	選第 1号	橋本市監査委員の選任について
日程第48	選第 2号	橋本市教育委員会委員の選任について
日程第49	選第 3号	橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第50	選第 4号	橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第51	選第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第52	選第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第53	選第 7号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第54	議案第46号	橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第55	議案第47号	橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第56	議案第48号	橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第57	議案第49号	工事請負契約の締結について

会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について
日程第3	議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について

- 日程第4 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第5 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第31号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第32号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第33号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第34号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第35号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第37号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第38号 橋本市立こども園条例及び橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第15 議案第40号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第41号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第1号 令和4年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第18 議案第2号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第3号 令和4年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第4号 令和4年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第5号 令和4年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第6号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第7号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第8号 令和4年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第9号 令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 議案第10号 令和4年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第11号 令和4年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第28 議案第12号 令和4年度橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第13号 令和4年度橋本市病院事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第30 議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について
- 日程第31 議案第15号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、日程第42 議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について まで

- 日程第43 議案第42号 市道路線の認定について
 日程第44 議案第43号 市道路線の変更について
 日程第45 議案第44号 字の区域及び名称の変更について
 日程第46 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
 日程第47 選第 1号 橋本市監査委員の選任について
 日程第48 選第 2号 橋本市教育委員会委員の選任について
 日程第49 選第 3号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第50 選第 4号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第51 選第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第52 選第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第53 選第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第54 議案第46号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から、
 日程第57 議案第49号 工事請負契約の締結について まで

議員定数 18名

出席議員 16名

1番 岡本安弘君	3番 南出昌彦君
4番 森下伸吾君	5番 板橋真弓君
6番 辻本勉君	7番 阪本久代君
8番 高本勝次君	9番 石橋英和君
10番 土井裕美子君	11番 杉本俊彦君
12番 堀内和久君	13番 小林弘君
14番 樽井豪男君	15番 中本正人君
16番 田中博晃君	18番 岡弘悟君

欠席議員 1名

2番 垣内憲一君

説明員職氏名

市長 平木哲朗君	副市長 小原秀紀君
教育長 今田実君	病院事業管理者 古川健一君
総合政策部長 土井加奈子君	総務部長 井上稔章君
経済推進部長 北岡慶久君	健康福祉部長 久保雅裕君
農業委員会事務局長	
危機管理監 廣畑浩君	建設部長 西前克彦君
会計管理者 正林寿和君	水道環境部長 下楠朋之君
教育部長 堀畑明秀君	消防長 山本賢児君
病院事務局長 池之内正行君	病院長 駿田直俊君
選挙管理委員会事務局長 藤岡栄次君	財政課長 三浦康広君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井直記
書 記 諸田泰己

議会事務局次長 笹山 奨

(午前9時30分 開議)

○議長(小林 弘君) 皆さま、おはようございます。

ただ今の出席議員数は16人で定足数に達しております。

○議長(小林 弘君) これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを会議規則第141条の規程により、請願第16号 学校給食費の無償化を求める請願 については、文教厚生委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小林 弘君) これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番 土井君、18番 岡君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について

○議長(小林 弘君) 日程第2 議案第27号 橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 阪本君。

○7番(阪本久代君) おはようございます。

説明では、児童生徒数の推移を踏まえて、将来の学校の適正規模・適正配置について幅広い見地から検討するための検討委員会設置ということなんですけれども、平成26年5月に橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針というのが策定されています。これとの関係はどうなんでしょうか。

○議長(小林 弘君) 教育部長。

○教育部長(堀畑明秀君) 議員のおただしにお答えします。

今回の検討委員会の条例について、平成26年5月に制定いたしました基本方針、この方針の見直しを行うために、この検討委員会の条例を上程させていただいておるところでございます。

○議長(小林 弘君) 7番 阪本君。

○7番(阪本久代君) そうしましたら、見直しを行うということなんですけれども、重点的にどの部分を見直すというふうなお考えとございますか、予定なんでしょうか。

○議長(小林 弘君) 教育部長。

○教育部長(堀畑明秀君) 12月の文教厚生委員会でも報告しました児童生徒数の変化、それから、学校施設の改修・防災対策、教育条件の改善、地域コミュニティの機能、以上四つの観点に留意し、充実した教育環境が構築できるように見直し作業を進めていきたいと考えております。

○議長(小林 弘君) ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）今のご答弁で、充実した環境をつくっていききたいという目的なんですけど、25名というか、いろんな各種団体からつくってチームを立ち上げていろいろ検討していくわけですけども、そのテーマとなるものというのかな、こういうふうに持っていたいとか、何か課題があるから、解決してほしいからこの第三者委員会を立ち上げるといのが本来の形やと僕は思うんですけど、教育委員会は教育大綱とかもいろいろ軸があってしっかりされているのはよく分かるんですけど、この目的というのをしっかり議場でうたっておいたほうがええんとちゃうんですか。もしあるのであればね。何も無いのに立ち上げるわけじゃないですけど、ただの環境整備って、別に環境は悪くないじゃないですか。社会情勢に応じてとか、教員が足らんとか、老朽化してくるから学校の統廃合であったりとか、ある程度目的というのをしっかり答弁していただいて、もんでもらう人たちがこの人であるというふうに、そういうふうな説明があれば私はうれしいんですけど、いかがですか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のおただしにお答えいたします。

この適正規模・適正配置の基本方針につきましては、平成26年に策定されたところがございますけれども、本市の学校教育の現状と課題を踏まえ、少子化と児童生徒の減少、学校小規模化が及ぼす影響、部活動、教職員、それぞれの観点から議論がなされ、この小学校・中学校の適正規模と適正配置についての基本方針が定められたところがございます。

この策定をされてからちょうど10年が経過することになり、この10年間、やはり学校を取り巻く環境も大きく変化してきたことから、来年度、令和5年度から外部委員で構成され

た委員会を設置し、本方針の見直しの検討を開始したいということを考えておるところでございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第27号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第3 議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について

○議長（小林 弘君）日程第3 議案第28号 橋本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第28号については、総務委員会に付託いたします。

日程第4 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について

○議長（小林 弘君）日程第4 議案第29号 橋本市犯罪被害者等支援条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第29号については、総務委員会に付託いたします。

日程第5 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第5 議案第30号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第30号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第6 議案第31号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第6 議案第31号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第31号については、会議規則第37条第3項の規程により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第32号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第7 議案第32号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第33号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第8 議案第33号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第34号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第9 議案第34号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第35号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第10 議案第35号
橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を
改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第35号
については、委員会の付託を省略いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決まし
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市消防団の設置
等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第36号 橋本市消防手数料
条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（小林 弘君）日程第11 議案第36号
橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第36号
については、委員会の付託を省略いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決まし
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市消防手数料条
例の一部を改正する条例について を採決い
たします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第37号 橋本市ふるさと応
援基金条例の一部を改正する条
例について

○議長（小林 弘君）日程第12 議案第37号
橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正す
る条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）説明を見たら、第2次
橋本市長期総合計画前期基本計画の充当事業
区分の見直しということで書かれておるん
ですけれども、今までこの形でやってきて、ま

ず何か不具合とかはあったのか。今後、これを見直すことによってどういった効果が得られると考えているのかについて、お願いいたします。

○議長（小林 弘君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）今回の見直しですけれども、まずこれまでのふるさと応援基金の条例につきましては、第2次長期総合計画の前期5年間の分で設定しました先行的に取り組むプロジェクトという項目を基に、三つ項目立てをしてつくってございました。ですので、今回、前期の5年間で終わって令和5年から後期の5年間に入るタイミングで、前期の取組というのが、先行的に取り組むプロジェクトというのがなくなりますので、それに基づいて変更をかけたというところがございます。

効果ですけれども、ただ、変更はかけたものを見ていただいたら分かるように、引き続き子育て支援ですとか、産業の振興ですとかというところについての取組は概ね変わってはおきませんので、引き続き市の今までの取組を引き継ぐような形で、より応援寄附金も増えてきている中で、充実した取組をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）今の説明でだいたい分かったんですけども、一点気になるのが改正前のお話なんですけども、三つあるんですけど、具体的に、例えば1番の働けるまちづくりプロジェクトとあって、こういったものというのは具体的に何をしてきたんかという具体例を幾つか教えてください。三つあるんで、三つとも何か具体例を教えてください。

○議長（小林 弘君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）これまでの条

例で働けるまちづくりプロジェクトということで、基金を積み立てた後のどういう事業に使っていくかという処分のところなんですけども、1番につきましては産業を盛り上げるということで、高野山麓精進野菜ですとかパイル織物などの地場産品の販路開拓とかということで、概ね産業振興基金に積み立てて実施する事業に充てておったというところなんです。

2番目の安心して住み続けられるプロジェクトということで言うと、こちらは、取組としては地域介護力の向上ということで、あまりここに設定していた事業というのが進めることができていなかったというところがあります。家庭の育みを支援するとかということであったんですけども、すいません、それは三つ目のみんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクトということで、こちらについてはこども食堂であったり家庭教育支援、コミュニティスクール、のびのび保育といった子育て関係に充当するような形で基金を使用しておったというところがございます。

2番目の安心して住み続けられるまちづくりプロジェクトというのが、今のところなかなか進まなかったというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）内容はよく分かったんですけど、産業の話になると、ある特定のところに集中しちゃっているような気がするんですよね。だから、働けるまちづくりプロジェクトと言うんやったら、橋本市にはいろんな産業もあって、そういったもの全体を捉えて考えていかなあかんのやけど、議会で報告を受けていたら偏ったところ、変な意味とちやいますよ。ピンポイントピンポイントにその話がよく出てくるんで、やはりこういった基金というのは全体的に捉えて何をしてい

くかということで使わないといけないと思えますので、改正後はそういったところもきちんと精査して使っていただけるように、そして、なかなかできていなかったというお話もあるのであれば、三つこうやって条例をつくるのであれば、3本柱を一回つくってみてから資金の割合を考えて、これにはこれぐらい導入していくとかを考えていかんと、取っつけたように事業を起こしても仕方がないんでね。その辺だけは気をつけてください。条例と関係ないんでこれは要望にしておきますけど。答弁は結構なんで。これで終わります。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）しつこいように申し訳ないんです。課長いわく、前期は先行型というふうに言うてたんですけど、先行に対して、言葉狩りをして申し訳ないけど、この二つ目の実施できなかったイコール成果が出てないというところで、先行して次の後期で、この部分にどうやってお金をぶち込む計画、ぶち込むという言い方は失礼ですけど、今18番議員が言われたように全体的に満遍なくであったりとか、片や僕はハードではないですけども、これをするんやという優先順位をつけて、そこに基金を導入していく。寄附いただいた方に、感謝の儀とか感謝の形を発信できるような形、ソフトでもハードでもいいんですけど。要は、ふるさと納税というのはすごいありがたい二つの柱で、橋本市に財源が入ってくる、橋本市産の橋本市の地場産品を返礼品として発信できてPRできる。この2本柱やと思うんです。

ほんなら答えとしたら、こんなふうに使ってくれたんやとか、目的の色のついた、ある程度色の決まったお金やと思うんです。先行に失敗しとるのに次のことに持っていくというのであれば、しつこいようやけど、過去の

事業というのを検証してないということになってくる。検証したからあんじょういってないという政策課長のお答えやと思うんですけど、過去の事業の検証は別として、もうちょっとそういうところをもんだ上で、長計の後期、これからちゃんともんでいって、政策企画課やったら土井部長を筆頭にきっちり仕事をしてくれとるところやから大丈夫やとは思いますが、やっぱり過去の分の反省点とかをきっちり踏まえた上でしないと、前の分ができてないのに、次の予算の創始というか継続というか飛躍という。今ブランド推進室、テーマ、目標とあれを決めて、5億円、6億円、7億円っていきそうな感じですよ、あの室長を筆頭に。チームワークもいいし。だから、そこの汗の量と使っていくであろう汗の量がイコールになってないと思うんですよ。その辺きっちり答弁というかお約束を頂かないと、気持ち的なもので申し訳ないんですけど、いかがですか。

○議長（小林 弘君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）先ほど二つ目の安心して住み続けられるプロジェクトというのが、基金としてはあまり使用の実績がなく進んでないというような言い方になってしまったんですけど、実は安心して住み続けられるプロジェクトにつきましては、第2層協議体設立とか、高齢者福祉とか障がい者福祉というのが項目としては挙げられておまして、ソフト事業ではありますけども着実に事業としては実施をしているというところなんですけど、例えば第2層をもう少し発展して、地域の助け合いのところでもう少し活動が活発になれば、そういったところにかかる費用とかも発生をして、ここの基金から充当というのは可能になったかと思うんですけど、いろんな状況がコロナによって止まったというところもありまして、なかなか基金を使うま

でのところがなかったというのが実際のところはあります。

今後なんですけども、これで前期の5年間が終わりますので、新たに今回の条例を改正させていただいた上で、取組の内容につきましては以前から議員からもご指摘いただいています、どういう形で使ったか分かりやすく市外の方にPRして、またさらに寄附金を寄附してもらえるような形というのは構築していく必要があるかと思えます。

この三つの取組については、中身が条例の立てつけ上、具体的などころまでは設定できていませんので、今後、引き続き子育て支援とか、来年以降も引き続きシティプロモーションについては力を入れていくというところもございますので、そういったところを三つの今回設定した内容を細かく分かりやすく表現をして、アピールをしていきたいというふうに思っておりますし、それに対する基金も満遍なく使用できるような形で設定していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）事細かい説明ありがとうございます。今の答弁が現実となるのであれば、この条例改正というのは信頼性と本気度を感じるものというふうに私は思うんです。まさしく正義を遂行していただきたいと思ひます。

あと、ふるさと納税は2種類のお金の色がある、目的があると言うたけど、三つ目があるとすれば、やっぱり市の担当のセンスになってくるんです。どんなふうに使ったかということで、またあそこへ寄附しようという三つ目の希望というのが出てくるんですよ。その辺は経済推進部を中心に、シティプロモーションというたら経済推進部中心なんで、そこにお金を導入するのであれば、ブランドが一生懸命頑張ってお金を集めてくれとると言

うんであれば、今度使い方によって、あと1億円、2億円引っ張ってこれる。引っ張るといふ言い方は失礼ですけど、橋本市にお金を入れる、橋本市出身の人たち、橋本市にゆかりのある人たちが、こんな事業で頑張るとるんやったら別に返礼品なんか要らんよ、お金を入れるよという人を増やすような、夢のような形というのを経済推進部長に期待して、ちょっとだけ答弁をください。

以上です。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）堀内議員の激励ということで承って頑張りたいと思ひます。ちなみに、令和4年度で、年度途中の数字なんですけど、4億5,300万円ぐらいのふるさと納税があった時点で、働けるまちづくりプロジェクトには約1億300万円のご寄附があって、全体の22.7%という数字がありました。限られた人数とはいえ、そういった期待が納税された方から非常に高いということをおもっておりますので、引き続きいろんな事業に取り組んでいきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第38号 橋本市立こども園条例及び橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第13 議案第38号 橋本市立こども園条例及び橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番(堀内和久君) 付託なのであまりしつこくは聞かないんですけど、ちょっとジャブ程度なんですけど、当然5年から10年に変わるということなんで、考え方は賛否あると思うんです。5年のほうがきめ細かくいけて、マイナスなときはすぐ入札で替えれるという。片や10年ぐらいしないと、張りついた地域性とか子どもの成長、途中で切れ目、5年であろうと10年であろうとどこかで切れ目はあるんですけど、そういうのがあるんですけど、今5年目、指定管理が切れる年ぐらいになると、イメージですよ、ぱたぱたとアンケートを取って、8割、90%、満足度が高いんで入札しないで継続しますというそういうイメージを持ってしまうんです。でも、実は中身を開けるとちゃんとした保育をしていただいて、当然、継続に値するであろう法人やというの

はある一定の理解はしとるんです。

ただ、事務の汗の量に疑問があって、どれだけ訪問しとるかとかそういうことがあって、現場職員はよくやってくれとると思うんです。そこで部長に伺うんですけども、5年から10年になることで、訪問回数であつたりとか中身の精査であつたりとか、こういうコミュニケーションの法人との付き合いの部分、5年から10年になったことで、その辺の付き合いの形とかヒアリングの形、精査の形、評価の形、何か変革があれば。そのままいくのか、変革とかいろいろ対応を考えているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長(小林 弘君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君) 5年から10年に変わることでさらに施設とのコミュニケーションというか、強めていくというところでございますけれども、これまでも常日頃から園とのコミュニケーションは取っております。また、年に1回の監査とかもさせていただいてまして、常に園の運営の経理状況とか保育の質の向上については、より高めるような努力をしております。

具体的に10年にすることによって、新たな、より質を高くするという部分についてはこれからといいますか、考えていくんですけども、やはり5年を一くくりとして前期・後期ということで、うちのほうは評価をしていきたいと思っております。5年がたつ段階で、5年目ですね、再度、総合評価、審査なりをさせていただいて、継続に値するかどうかをまた議会のほうに報告させていただきます。最終的に10年目になりますと再度公募審査が始まりますので、それによって選定委員会の中で選定させていただいて、更新もしくは新規の事業者へ替えていくというところまで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(小林 弘君) 12番 堀内君。

○12番(堀内和久君)ありがとうございます。
5年一くくりの前期・後期みたいなイメージで、でも、裏を返せば今までと変わらないような感じにも思うんです。その辺がもうちょっと踏み込んだ、現場はよくやっていると思うんやけども、いろんな環境とか対応が変化してきたり、何か問題があったら条例上すぐにどいてもらうということもあろうかと思うんやけども、この辺はきっちり、10年になったからって初めての領域に入るわけですから、社会情勢が10年のほうが安定していいんであるということやから議案に上がってきているということなんで、未知のゾーンに入るんで、やっぱりその辺はしっかり見ておいてほしいと思います。決して疑っておるわけではなくて、例年どおり法人から撤退したいと言えへん限り、皆それなりにええ法人が入ると思うので、変更せなあかんということはないと思うんですけど、その辺はしっかりよろしくお願いいたします。答弁は結構です。

○議長(小林 弘君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第38号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第14 議案第39号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(小林 弘君)日程第14 議案第39号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第40号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君)日程第15 議案第40号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第40号
については、委員会の付託を省略いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決しまし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第40号 橋本市特定教育・保
育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例に
ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第41号 橋本市家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正
する条例について

○議長(小林 弘君)日程第16 議案第41号
橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第41号
については、委員会の付託を省略いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決しまし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第41号 橋本市家庭的保育事
業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について を採決い
たします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第1号 令和4年度橋本市
一般会計補正予算(第9号)に
ついて

○議長(小林 弘君)日程第17 議案第1号
令和4年度橋本市一般会計補正予算(第9号)
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により、歳出から款
別に行います。

補正予算説明書の令和4年度一般会計補正
予算(第9号)の25ページをお開きください。

まず、1款議会費、25ページから26ページ

まで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、1款を終わります。

次に、2款総務費、25ページから38ページまで、質疑ありませんか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）26ページの退職手当のところで1億8,000万円なんですが、これが何人分で、年度末で何人退職されるのかが一つです。

もう一つは、34ページ、戸籍住民基本台帳に要する経費のうち、記念品代がマイナスの4,819万9,000円なんですけど、これは何の記念品なのか。

二点、よろしくをお願いします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）まず、26ページの退職手当のところでございます。こちら、当初予算のときには1億9,141万円の予算を計上させていただいておりました。これは定年退職の人数から当初予算を計上したものでございます。当初、11名の定年退職ということで予算を取っておったところなんですけど、自己都合や勸奨による退職などにより22名の退職ということで、今回、この1億8,000万円の補正となりました。

以上です。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）議員おただしの補償の部分になるんですが、こちら、当初国のほうはマイナンバーカードのポイントの申請を9月末としておりまして、ずれ込んで申請に来られた方を対象に国の補助金を活用して予算を組んでおりました。1,500円分のQUOカードを予定しておったんですけれども、それに1,500円市の財源をくっつけた状態で交付するというような形で計画しておりました

が、この申請が2月末まで延長されましたので、使用することがなくなったというところでございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、37ページから54ページまで、質疑ありませんか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）52ページの衛生費について、001406環境保全に要する経費のうちの10節需用費、消耗品費についてなんですけど、11万7,000円を増額している理由についてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

こちらのほう、消耗品費の増額なんですけれども、こちら、昨年9月から10月にかけてクラウドファンディングを行いました。その際に目標額30万円ということで行ったんですけれども、目標額よりも多く41万7,000円のクラウドファンディング、募金額がございました。このクラウドファンディングの目的なんですけれども、ネコの避妊手術のためのクラウドファンディングと、TNR活動というようなことを私どもの生活環境課のほうで行っておりまして、そちらのほうのいろいろな消耗品、ペットシートであるとか、あと猫のフード代であるとか、あと備品として捕獲用の器具、そういったものを購入させていただくという形でクラウドファンディングをさせていただきました。その集まった金額の増額分ということになります。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

1番 岡本君。

○1番(岡本安弘君)ありがとうございます。よく分かりました。同僚議員もいろいろ力を入れて頑張っていたいておりますので、しっかりとまたこの金額、41万円集まったということですので有効に使っていただいて、その都度必要であればまたクラウドファンディングをしてもらって、殺処分ゼロに向けて頑張っていたきたいと思います。答弁は結構です。よろしくお願ひしときます。

○議長(小林 弘君)ほかにありませんか。

8番 高本君。

○8番(高本勝次君)40ページですけども、その下のほうに書いています生活支援臨時特別事業に関する経費のところの、その一番下の18のところの電力・ガス・食料品等の支援給付金ですけども、金額を見たらかなり大きな金額で3,500万円って、何でこんなにマイナスになったかお聞きしたいと思います。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君)ただ今のご質問にお答えします。

こちらは当初の非課税者と家計急変ということで7,700人分の5万円ということで予算を計上させていただいております。結果的に、実績見込みは合わせまして7,000人ということで700人分、家計急変の世帯が多く見積もったということで、その分の差額5万円の額が不要になったということなんです。

○議長(小林 弘君)ほかにありませんか。

7番 阪本君。

○7番(阪本久代君)46ページの負担金、補助及び交付金の保育対策総合支援事業費補助金です。保育園等の送迎バスの安全装置の購入補助ということなんですけど、これは何箇所の保育園とかで、また何台分なんでしょうか。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君)こちら、送迎

バスということで、1台当たりの補助額が17万5,000円で、市内のこども園等について5台ございます。すみだこども園が2台、あやの台幼稚園が1台、みついしこども園が1台、輝きの森学園が1台の合計5台を補助していきたいと思っております。

○議長(小林 弘君)ほかにありませんか。

10番 土井君。

○10番(土井裕美子君)同じ46ページの001135学童保育に要する経費の18の放課後児童支援員等処遇改善の臨時特例事業補助金が342万1,000円と減額になっているんですが、処遇改善ということなので、これはどのような理由で減額になっているのかお教えてください。

○議長(小林 弘君)教育部長。

○教育部長(堀畑明秀君)議員のおただしにお答えします。

常勤職員35人、非常勤職員37人を対象とした事業でございますけれども、当初の要望時よりも申請対象が減少したため、減額というふうな形になってございます。

○議長(小林 弘君)ほかにありませんか。

1番 岡本君。

○1番(岡本安弘君)52ページの一番下段の001512ごみ対策に要する経費の18節負担金補助及び交付金なんですけど、これも71万7,000円の減額となっております。今、コロナ禍の影響で開催できていないのかなというふうに思うんですけど、やはりこのコロナ禍の影響があったのかなかったのか。

○議長(小林 弘君)岡本議員、申し訳ない。

2回の。

ほかにありませんか。

18番 岡君。

○18番(岡 弘悟君)ちょうど僕も同じところやったんで。内容は違うかもしれませんが。これ、71万7,000円の減額、コロナとかあったんでできなかったのかなというのものもあるんか

な、やと思うんやけど、減額になった理由はね。ただ、これって僕、前から気になっていたんですけど、費用対効果ってあるんかな、正直。僕はすごい気になるんですよ、これ。だから、お金をかけるのはええんやけど、今回減額になっているんやけど、実際交換会を開いてどれだけの費用対効果ができているんかなというのが気になるんですけど、それは行政的にはどのように分析されているんかな。あと、減額になった理由はコロナで合ってるんかな。その二点お願いします。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）これはいわゆる陶磁器リサイクル交換会、陶磁器リサイクル市の補助金ということになります。まず、陶磁器リサイクル市のほうなんですけれども、令和3年度は10件開かれました。令和2年度は9件、令和元年度が10件ということで、今年、令和4年度が予定も含めまして10件見込んでおります。こちらのほうなんですけれども、開催回数につきましては、屋外でやるということもございまして大きな変動はございませんけれども、集まってこられる人数であるとか、そういったことに関しましては、やはり当初始めさせていただいた頃から言いますと少し少なくなっているかなという印象はございます。

こちらのほうなんですけど、皆さん、陶磁器リサイクル市を開いたときにご家庭にある不要な食器、そういったものをお持ちいただきまして、リユースという形で持って帰っていただく方、それからそのままリサイクルということで業者のほうに引き取ってもらって、道路資材であるとか、そういったことにリサイクルをしているんですけれども。その実績のほうなんですけれども、陶磁器につきましては、平成29年が陶磁器9,380kg、それから平成30年が1万4,040kg、令和元年が8,270kg、

令和2年が3,660kg、ガラス器につきましては、平成29年が1万1,530kg、平成30年が1万7,216kg、令和元年が1万6,250kg、それから令和2年が6,890kg。実績のほうを令和2年のほうまでなんですけれども、令和2年が極端に落ち込んでいる。これはコロナの影響があったというふうに私どもは考えております。

効果のほうなんですけれども、こういった活動を行うことで、住民の皆さんにリサイクル意識であるとかリユースの意識、そういったものを持っていただく、物を大事に使っていただくとか、そういった啓発の効果というのは十分あるかと考えております。また、リサイクル意識というのも持っていただけるというふうに考えておりますし、またこちらのほう、住民の皆さん中心で衛生自治会、そういったものを中心に行っておるということで、住民と行政との協働事業というような形で従来から行っておるところでございます。そういったところで住民の皆さんのごみ対策に関する意識というものを高揚させる、そういった場にはなっておるかというふうには考えております。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）部長がおっしゃっていることは当然、すごいええことやと思うんですけど、ただ気になるのは、毎回同じ人が来てたりとかね。結局、交換会の中で、例えば交換でけへんかったものは結局置いて帰られるわけでしょう。というような話になっていた。削減はできているんかもしれんけど、基本巡り巡って、結局は最後一緒のところに行き着くとちゃうかなというか。最後みんな結局、また次それを交換会に出して、交換でけへんかったらそれはまた結局廃材として出てくるというか、結局巡り巡って同じことになってしまうんで、リユースの観点からいうたら、本当をいうとさっき言った道路の資材

とかに変えていくほうがリユースになるし、処理する仕方考えたほうが効率はええんやけど。

ただ、部長がおっしゃっているみたいに住民との交流とか行政との関わり合いというのかな、その部分についてはすごく僕は大事なことやと思うんやけども、交換会の中の趣旨というのかな。ほんまの趣旨。削減目標ではなくて、地域との関わりとかリユースの啓発やと言うんやったら話は分かるんやけども、その辺の目的が曖昧にしか僕には感じないんで、別に答弁はいいんですけども、その辺もきっちり捉えながら事業を進めていかんと、どっちなんという話になってくるんで。今の部長の答弁を聞いていたら僕もどっちなんって思ってしまいうんで、その辺はきっちり担当課でもんでくださいね。続けていってもらうことに反対しているわけじゃないんですよ。何でかなというのは疑問に思ったんで。答弁は結構です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）46ページのさっきの先輩議員のところ、バスのセンサーというか機械というか、何台でという答弁やったと思うんですけど、私が聞きたいのは機械の性能ですね。機械を入れたらドライブレコーダーと違うんで、この機械を入れることでどのようなセンサーになるのか。どうやって過去にあった不幸な事故をゼロにできるための機械なんか。性能と、あともう一個は、今どここの園に何台とか言うてくれたと思うんですけど、全ての園、あとバスがあるところはほかにもないですかとか、周知できていますかって、この辺のところを二つお願いします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず性能といいますか、多岐にわたる性能のある商品が開発されています。ただ、今現在は国が示す標

準仕様と、それからメール等でいろいろ事業主に車に子どもが残っているとかというオプション機能もあるわけでございます。17万5,000円につきましては、標準機能と取付費を含む、概ねそれぐらいの中で収まっていくだろうというふうになっておりまして、あとどんどんオプションをつけていけば17万5,000円を超えていくわけでございますけれども、まずは子どもが室内に取り残された段階で、標準機能としてはブザーが鳴るような、クラクションが鳴るような感じの部分が標準仕様となっています。あとは、メール、ウェブで飛ばしたりするのはオプション機能ということで、それを入れていくのは各園の考え方になります。

それから全ての園、確かにほかにもございます。例えば放課後デイサービス等の送迎車とかになりますけれども、こちらは県のほうからの担当になりますので、橋本市が持つべき施設のバスにつきましては先ほど言った施設となります。あとのところにつきましては所管のところから通知が行きますので、全て網羅できるというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）私、賢くないんで分からないんですけど、17万円で1台で、オプションを積み重ねていけば多機用でいろいろスマホでできるとかそういうのがついてくる。これは分かる。一定の17万円というのは取付費と基本的な軸になる核の機械なんですけど、音などが鳴るって言うけど、実際これでいけるという、国がこれを進めとるからとかそうじゃなくて、これで本当に本市に同じような子どもが取り残されるということは絶対ないということなんかな。機械の種類とかそういうのも分からずに、これをつけておくんでって。ドライブレコーダーとかやったら分かるんです。前と後ろにつけといたらって。どこ

のメーカーも同じような感じなんで。ただ、これをつけることで音が鳴るといふたら盗難防止の、よくたまにこの辺でも鳴ってますよね。ああいう音をイメージしたらいいのかな。その辺分かれへんので教えてほしいんですよ。これ、もしものときのために、答弁もれということをお願いします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず降車もれ対策としましては、必ず子どもの荷物とかが忘れてないかを確認しますので、現在も全部の車内の点検は行っております。それをヒューマンエラーをなくすために、そういった国の最低基準に基づくといいですか、標準仕様に基づくと取付費の補助をさせていただいてございますけれども、先ほど言いましたように、各社仕様がございまして、国の基準に基づいて機材が用意されるわけです。一般的にはブザーが鳴らないようするには、後部座席にボタンを押して最終確認でできるとかというの、そういった商品もありますので、ブザーだけではございませんけれども、ブザーを止めるのにエンジンを止めて、一定時間何もなければブザーが鳴ったりするのを止めるために、後部座席に確認ボタンを押すというようなのも用意されているようです。細かい仕様につきましては、各社の内容が異なりますので紹介はできませんけれども、ブザーが鳴ったりするというふうになっております。

○議長（小林 弘君）もう一度されますか。答弁もれ、認めます。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）議長、ありがとうございます。

仕様とか、僕は賢くないので分かれへんのだよ。仕様書とか何かまた後日やって。でも、部長、仕様書とかを見て、担当課がちゃんと見

て、こういう機械なんだというのを把握して、購入するための補助金を出しているというふうには伝わらへんのよな。実は知らんのとちゃうのって。だから、これが民間の会社が、園がこれを欲しいと言っていて、それをつけることで子どもの置き去りが無いよという説明なんで、それやったらつけてあげるわというだけにしか聞こえないよ。機械の性能とかも把握しとかんとあかんのかなと思う。細かい性能とか仕様とか取説までと言うとるんちゃうんですよ。この機械を入れることでどういう作動が働いて、こういうことやったら一人ひとり、もし子どもが座席の下にかくれんぼとかをしとつても絶対にいけるよとか、そういうふうなことを確認したかっただけなんです。それだけです。これ以上答弁はいいんで、後日仕様書と説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、6款農林水産業費、7款商工費、53ページから62ページまで、質疑ありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）62ページの杉村やすらぎ広場アンブレラスカイのイベントがマイナスになっているところなんやけれども、これ、2021年にやり出して、たしか10月の下旬から11月の下旬というかな、1か月ぐらいやって、すごい評価が高かったのかなというふうに思っています。反面、車の混雑とかもいろいろあって、地域にとっては大変やったイベントやったかもしれへんけれども、少なくとも橋本市を知ってもらおうという中で、SNSとかを見てもすごい発信されてた。22年度になって自販機入り、キッチンカーを入れという、まさにこれから伸びていくであろうイベ

ントやったのが41万2,000円、2106の12の委託料のところ、やったんですけれども、何でなくなっただかなど。ちょうどこのときってコロナがあったとはいえ、イベントをやっていくんや、橋本市はイベントをやっていくんやということで、11月に入ったらまっせをやったりとかというのいろいろありましたけれども、せっかく人がこれだけ集まってくれたイベントを何でなくしてしまったんやろうかというのが分からないんです。特に当初予算を取っているだけにね。その辺りを含めて説明願います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに杉村やすらぎ広場、令和3年11月にオープンしたときに、記念のイベントの一つとして取組をさせていただき、その中でテレビ、新聞、SNS、それからインスタ映えるというようなスポットとして広がった実績というのが本当にあります。

令和4年度につきましては、先ほど来、議員のお話の中にもあったんですけども、杉村やすらぎ広場の駐車場が本当に大変な状況である。特に私たち経済推進部としては、菊花展がちょうど50周年を迎えて、そのイベントをやる中で、本当にたくさんの来場者をより以上にとところで少し危惧をしたというところがあります。

また、アンブレラスカイ、確かに設置するための委託料は計上させていただいたんですが、昨年度のいろんなことを考えてみると、日常的に傘のひっくり返りであるとか、そういったことの管理等も必要だったということもあって、体制的なことも含めて断念をしたというところですよ。

ただ、ノウハウというのはきっちり持っておりますので、来年度以降、予算等は計上

はされていないんですけども、民間の宿泊施設であるとかいろんなイベント等で活用できないかも含めて、情報発信に努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）当初予算をつくる時からその答えって分かっていたやん。渋滞も分かっていたし、菊花展の50周年も分かっている。ほんで、傘がひっくり返って定期的に入れに行かなんのか分かっている。でも、当初で予算を上げていましたよね。それらを全て踏まえて上げたのが今の答えというのはちょっと寂しいかなというふうに思います。来年は、まだ予算は通ってないですけども、上がっていませんけれども、やはり橋本市にとってあれだけよその地域から人が来てもらえる。そして今お金を落としてもらえるシステムができつつある中で、すごくもったいないのではないかというふうに思いますので、答弁は結構ですけども、ここはやっぱり当初から分かっていたところなので、今は答えどうなのというのは思いました。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）16番議員は答弁は結構と言うんですけど、僕はこれ、納得がいかないんです。経済建設委員会にも属させていただいています。本市はサマーボールもそうなんですけど、するたらせえへんたらって第三者委員会に投げとるから、そこで決定するかいにそれは予算の議決をさせていただいたら、せえへんとなったら、それは真摯に受け止めて、責任においてやめると言うんやったら今度予算を返してもら、ほんでまた議決する、これを了解するというのは、しとるんでいいんですよ。

でも、このアンブレラスカイというのは広

報の表紙にもなったのかな、これ。美しいですよ。この低予算でこんなええものがある、当初予算を計上して説明して、またするんや、よかったですねと言うて。これ、財源の色はどんな色なんか、ふるさと納税を使つとるのか、一般財源なんか、そこは分かりませんが、問題なのは今、部長が言われた答弁で断念せざるを得んかったと言うけど、僕、割と経済推進部へよく行くんです。ほぼ毎日出会いますよね。これについての議論をしとるとか段取りをしとって、こういうことがあつてこうなつたというふうには到底僕は思えない。ここは信用できない。なぜなら、やっぱり普通のコロナで開催できない、まっせもそうですわ。開催するとなつたら、本気度を持って、コロナも今こんな状況でややこしいけどもやるつたらやるんでという意思が伝わるから、政というのはうまいこといって。賛否ありますよ。コロナやのにやめとけという市民もおれば、コロナでこんなへこんだときやからこそにぎわいて屋外やから行こうって。これが官民連携の橋本市のにぎわいというか、そう僕は評価しとるのに、ここについてはそこそこ人気があつて、そこそこええやんというイベントですやん。杉村公園に駐車場云々というのはもともとつくる計画のセンスのなさであつて、それとこれとは別の話ですわ。

ほんなら、私ら経済建設委員会というたら、サマーボールでもそうですけど、事前に中止せざるを得ないということで、絶対に年に4回の委員会の中で報告とか協議つてあると思うんです。これ、段取りもせんと放りっ放しとつたさかいこうなつたんとちゃうのって僕は思っているんですよ。事前の報告がないじゃないですか。今年は、僕はこれが何月に開催されるものなんかもうひとつよく分かってないけども、ええことをしてるわつて、私、河南のほうでも頑張ろうつて、杉村公園でこ

れだけにぎわいて人が来とるんやつたら、俺たちも何かないかなと考えると目標にしとつた予算の政なんです。これがそういう答弁で終わられると、言わんほうがええんかなと思つたのが言わざるを得んようになるんです。ここ、正直に明確に話をしないと、ほか、オムレツや高野精進野菜にまで響きますよ、経済推進部。いかがですか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おたのしいの件についてお答えさせていただきます。

まさしく言われるとおりだと思います。いろんな効果というところで、経済推進部はいろんな事業を見ている中で、そのことについて優先順位を低くしてしまった結果、実施できなかったというようなことになろうかと思えます。報告、それから情報提供の手続き等についてきっちり報告できてなかったということについては、改めておわびしたいと思います。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）きついことを言うて、ほかの案件では経済推進部長にはお世話になつとるのにこんなことを言いたくないんですけど、やっぱりこれ、委員会に報告とか、議会に報告とか、予算を議決させてもらったことへの、僕は軽く見られとると思っています。だから、ほかに響くというのはそういうことです。担当課はもっと反省しろと。財政も、ごめんなさい、財政にやけどをさせて悪いですけど、次の当初予算に載つとる載つてないって今あつたと思うんですけど、本気でこういう形でやめたんであれば、財政、次、絶対通したあかんぞという話ですよ、僕からしたら。財政課長、答弁をください。それで結構です。

○議長（小林 弘君）財政課長。

○財政課長（三浦康広君）堀内議員のご質問

にお答えします。

予算につきましては、当然担当課でやるやれへんというのを当然決めまして、判断した上で予算要求というのがあると思います。今回のケース、先ほど経済推進部長がお答えさせていただいたとおりでなんですけども、来年度以降のものにつきましても、担当課のほうで判断いただいた上で判断したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、6款、7款を終わります。

次に、8款土木費、9款消防費、31ページから70ページまで、質疑ありませんか。

11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）62ページの下のほうです。土木費、002304道路維持に要する経費なんですけど、あちこちでまだまだ工事をしてほしいところようさんあるんですけども、何でこんなことになったのかなと思ひまして、お尋ねします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）62ページの道路維持に要する経費の委託料の減額の理由というところでよろしいでしょうか。

年度末で事業が固まったことによる余剰分の減額の補正という形になります。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）だから、何で余ったから減額するのかなというふうに思うんですよ。いっぱいあるんやったら使ってもらったらええのにと思うんですけど。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）請負差額等による事業費の確定による減額という形になります。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、8款、9款を終わります。

次に、10款教育費、69ページから78ページまで、質疑ありませんか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）78ページの003319の運動公園の運営と、その下の3322の12節の委託料なんですけど、すごい減額されているんですけど、理由をまず教えてください。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）運動公園の指定管理委託料につきましては、実績に基づいてこの金額を減額してあるものでございます。

○議長（小林 弘君）18番 岡議員、もう一度、質問を再度してください。

○18番（岡 弘悟君）実績に基づいて減額をしているのは理解できるんですけど、その中身、どういう事業を例えばしてないから減額になったとか、体育館に関しても減額になっているということは、どういう中身で減額査定をしているんかという話をちゃんと聞いたんです。減額する理由があったから減額したんでしょう。その理由を教えてください。

○議長（小林 弘君）この際、18番 岡君の質疑に対する答弁を保留して、11時まで休憩をいたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

18番 岡君の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）大変失礼いたしました。令和2年の12月議会で都市公園条例が改正されまして、令和3年4月より市外料金

を導入することとなっています。そのため、予算では指定管理の限度額いっぱいの6,201万3,000円ということで計上しておりますけれども、委託料の契約につきましては前年度実績等を参考に文化スポーツ振興公社と市のほうで協議を行いまして、市外料金導入に伴う収入の増額見込みを検討いたしまして、その分を減額して契約した形になってございます。

それから、県立体育館の運営委託料100万円の減額についてでございますけれども、これにつきましては設備管理業務、それから清掃業務の入札差に伴うもので、100万円減額となっております。

○議長（小林 弘君）18番 岡議員。

○18番（岡 弘悟君）入札差のほうはええとして、市外料金はちょっと高く使ってもらおうということで、その増えた分を指定管理料から引いたという話。それだけ利益が出た分を指定管理料で返してもらいましたよという話なのは理解できました。

ただ、一点気になるのは、いつも言うんですけど、この指定管理者制度の目的が、僕、これを何回も一般質問をさせてもらって、これが一番問題なんですよ。一生懸命頑張って利益を出したら指定管理料の分で下げてというたら、一生懸命できないですよ。それだけ黒字ができたなら、1,000万円の黒字ができたなら、じゃ、1,000万円指定管理料から返してという話になって、行政は助かるけど。ただ、この指定管理者制度を設けたときから、一番の問題になっているのがここなんですよ。民間活力を利用してどんどんどんどんいいものをつくって、民間にはない力で多くの人で利益を上げてもらおうと言ってやったのにもかかわらず、利益を出したら下げるといって、何とも不思議な話になってくるので、これはやっぱり考えていかなあかんのと違いませんか。

今回の場合は、今回の場合ですよ、今回の場合は市が決めたことに関して、市外から来ていただいた方が多くなって、その分の利益が上がってきたからという話では分かるんですけど、でも、これは根本なんですよ、ほんまに。今回はいいですよ。今回は別段何かイベントで努力をしたとかいう話じゃないんで、これは横に置いておいて。

でも、根本はやっぱり指定管理者制度で頑張ってる、利益を上げたところに関しての利益差額を返してもらおうという考え方をもうちょっと整理してやっていかんと、指定者管理をする意味がないんですよ。頑張れない。頑張ったら返せと言われるんやったら頑張らないでしょう。頑張れへんかってもと言われるというような、そんなシステムは具合悪いですよ。僕、これ、昔から言うていますよ。十何年言うている。指定管理者制度ができてから言うている。でも、何も変わってないというのは、やっぱりもうちょっとちゃんと考えてほしい。

今たまたま教育関係の方に話をしとるけど、市全体の話ですよ。市全体で指定管理を出しているのにこういう状態があるということは、市全体で考えてもらわんと。それやったら、最初から指定管理、人件費だけのぎりぎりを出して、利益はあんたら全部もうたらええかなという話をしといたほうがまし。何でもかんでも補助して後から引くというような話をするからこんなことになる。指定管理者制度を導入したことをもう一回、一番最初の考え方に立ち返って、一回見直してください。要望で結構です。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、10款を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、77ペー

ジから78ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

15番 中本君。

○15番(中本正人君)一点だけお伺いします。

46ページ、保育所総務に要する経費の中で12番委託料、旧岸上保育園の園舎解体の工事監理委託料216万5,000円、そして14の工事請負費解体工事費が1,258万1,000円の減となっていますが、この内容について、どんな理由でこうなったのかお伺いします。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君)まず、委託料につきましてでございますけれども、当初は業者をお願いすることを考えて予算計上させていただいたところでございますが、市の職員の監理で賄えましたので、そちらにつきましては全額減額というふうになっております。

また、園舎解体工事の減額につきましては、入札差額等によります減額というふうになっております。

以上です。

○議長(小林 弘君)15番 中本君。

○15番(中本正人君)委託ではそれでいいと思います。しかし、それは初めから分かっているなかったんですか。200万円からのね。そういうところが甘いと言ったら失礼やけど、できるものであれば、職員でできるのであれば

やってほしいなと思うし、そしてこの解体の撤去費でも工事費でも、1,258万1,000円という減の額が大きいですわね。大きいのは確かにいいことだと思うんですけども、減が多ければいいというものじゃ、これ内容の問題ですわ。そやから私が聞きたいのは、これは当初、保育所の撤去の工事、どのぐらいの予算を見ていたのか、お教えてください。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君)工事費につきましては、建物が古いとか、プールの大きさとか、いろいろ地下の部分とかもありまして、予算計上につきましては一番最大かかるであろうという部分がありました。その後、契約とか工事が進むにつれて見えてきた部分もありまして、入札の差額とか工事が低くできたとかという部分がありますので、こちらにつきましては予算計上はちょっと多めに、入札につきましては最少にというところになっています。

また、職員が当初から張りついておけば監理料が要らんだのではないかというところでございますけれども、職員もほかの業務を抱えておりまして、ここだけに従事するわけにもいきませんので、最悪のことを考えて民間の方に委託しようとしていたところでございますけれども、何とかこの部分につきましては市の職員のほうで賄えたというところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長(小林 弘君)答弁もれですか。

○15番(中本正人君)答弁もれ。

○議長(小林 弘君)指摘をお願いします。

○15番(中本正人君)私が聞きたいのは、解体工事費の総額をだいたいいくら見ていたのかというのをお聞きしたいんですよ。金額。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(久保雅裕君)答弁もれ、申し訳ございません。

当初の予算が6,120万円を計上しております。その金額が解体工事費の費用というふうに考えております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

14番 樽井君。

○14番（樽井豪男君）今、部長の答弁の中で私的には非常に気になることがあって、工事、多めにしてあったと。そんなことを言うべきじゃないし、やはり設計はちゃんとした数量で市の単価に基づいてやっておるので、そういう言い方にすればほかの物件、かなり影響が出てくると思うんですよ。それは本当にそういうことなんですか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）すいません。確かにご指摘のとおり、私、答弁を訂正させていただきます。

工事の設計につきましては、工事の担当の者が積算基礎に基づきまして計上しております。それに基づいて入札をかけたところ入札差額が出たというところで、減額に至ったというところで訂正させていただきます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）最初に聞き忘れたので戻らせてください。30ページのシティセールス推進課のやつなんですけど、総務費にあったんですね。000285移住・定住促進、ほんで、委託料、シティプロモーション事業委託料の減額24万9,000円。これの勉強をさせてほしいのが、これは何の委託料やったのか。議決しとるんでこんな聞いたらあかんんですけど、何やったか。ほんで、なぜこの金額減額になったかお願いします。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員のご質問にお答えさせていただきます。

この金額というのは、令和4年度中にシティプロモーションの事業を見直すというんですか、計画をつくるというための委託料でございます。次回開催されます経済建設委員会についても、その詳細を報告させていただく予定です。

事業費ですが、プロポーザルによって2社の事業所から提案があって、契約額が375万1,000円ということで、減額となるのはその予算に対する差額分でございます。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）そしたら、400万円ぐらいの予算で入札、プロポーザルで勝ち取って権利を得てくれた人が、差額をこれだけ返してくれたということになるかと思うんですけど、ちょっとずれるんですけど、シティプロモーションと辞書を引くとほんまに幅広いんですね。だから、計画と言うてくれたんでそれはそれでいいでしょうというふうになるんですけど、もう一個踏み込んだときに、シティプロモーションの中の小さいことを言えば、ゆるキャラであったり観光案内所であったり、DMOってうち、委託先がありますよね。すみ分けがプロモーションと言ったら分からないんですよ。だから、今後もしあれやったら補正予算書とか当初予算書というのはこれで合っとるんであろうと思うんですけど、もうちょっと明確に勉強させていただいたら質問のレベルも上げる努力をさせていただきますので、その点お願いいたします。答弁は結構です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）76ページの一番下の003206中央公民館管理運営に要する経費から、次のページの最後のほうまでで、ここで会計年度任用職員の報酬がマイナスになっていまず、全てね。この辺、地区公民館、コロナの

関係であったんかどうか私も確認はできてないんですが、人員が減ったんかどうか。その辺も含めてかなりマイナスになっているので、理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林 弘君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） この会計年度等の人件費の減によるものなんですけれども、こちらにつきましては、職員が病気で休職になっておったりとか、途中でやめられたりとかいろんなことがあって、人の入れ替わり等もありまして、人件費のほうが減になっておるところでございます。

○議長（小林 弘君） 6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君） コロナで活動が大分抑制されとったと思うんですけども、そういう関係で事業自体というか、職務自体が支障はなかったんかどうか。ここ全部、マイナスになってるんでね。欠員が出たりとかやったらもちろん影響はあるやろうと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。欠員が出たときには速やかに補充をせないかんし、その辺で問題はなかったんかどうかだけご答弁を頂けますか。

○議長（小林 弘君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 事業費のところの減につきましても、コロナの影響で事業を中止せざるを得ないというふうなところもあって減額になっておるところもございます。

それから、人件費につきましては、やめられた方の後任という形では随時、補充を行っていております。

○議長（小林 弘君） ほかにありませんか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君） 同じくというか46ページの先ほどの岸上保育園の園舎解体のところなんですけど、設計金額6,400万円で1,200万円の減額ということなんで、減額していただいたというのには別に異議があるわけでもな

いですし、市として残していただけるというのはありがたいんですけど、やっぱり根本的なところですよ。1,200万円残るということは、落札率はどれぐらいやったのかということに行き着くと思うんです。これは簡単にいくとやっぱり80%ちょいぐらいかなというふうに思うんですけども、これは答弁は結構なんで、一般質問をさせていただいているので、その辺は設計金額に対する適切な入札制度というのを希望しておりますので、その辺は庁内でもしっかりもんでいただいて、適切な形でやっていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺は要望にしておきますので、どうかよろしく願いしておきます。

○議長（小林 弘君） ほかにありませんか。

11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君） 全部なんですけども、全部三角がついてほとんどが減額だらけなんですけれども、これはもともと、先ほどの言葉を引いたら、多めに予算をつけとったんですか。何で全部が全部これだけ出るのかなと思って不思議なんですけど、お願いします。

○議長（小林 弘君） 総務部長。

○総務部長（井上稔章君） もともと予算を編成するにあたりましては、歳出予算を組む際には、多めにという表現は適切ではないと思うんですけども、不足することがないように積算では行っております。それに対して必要な財源を歳入で確保する必要がありますので、我々財政課としましては必要な財源の範囲の中で、確保できる範囲の中で、歳出の予算を計上するという予算の編成を行っております。結果としまして、入札差額ですとか、例えば保険給付で使用が思ったよりもなかったということがあるケースがありますので、その場合は減額となると。年度途中で不足すると思われる場合は、また議会のほうに補正

予算という形で提案させていただいて、不足することがないように計上させていただくように努力しておりますので、今回3月議会ということで年度末ともなりますので、不用がやはり出てくるケースがあるというところでご理解いただければと思います。

○議長(小林 弘君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和4年度橋本市一般会計補正予算(第9号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第2号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

○議長(小林 弘君)日程第18 議案第2号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計補正

予算(第5号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第3号 令和4年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(小林 弘君)日程第19 議案第3号 令和4年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決まし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和4年度橋本市住
宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第
2号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第4号 令和4年度橋本市
駐車場事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(小林 弘君)日程第20 議案第4号
令和4年度橋本市駐車場事業特別会計補正予
算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決まし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第4号 令和4年度橋本市駐
車場事業特別会計補正予算(第1号)につい
て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第5号 令和4年度橋本市
墓園事業特別会計補正予算(第
2号)について

○議長(小林 弘君)日程第21 議案第5号
令和4年度橋本市墓園事業特別会計補正予
算(第2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

1番 岡本君。

○1番(岡本安弘君)一点だけ、8ページの
24節積立金なんですけど、564万2,000円積
み立てられているんですけど、令和4年度末で

どれぐらいの残高になるのかと、この基金を活用した今後の計画なんかは何か考えられておるんかをお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）墓園の基金のほうなんですけれども、令和3年度の基金残高が1億937万6,218円ございます。令和4年度末の基金残高は見込みということになりますけれども、約1億八百万何がしということで見込んでおります。基金残高のほう、1億余りあるわけなんですけれども、こちらのほうにつきましては、まずはお墓のほうを返還しますといった場合、その返還金の原資ということになります。全額ということではなくて使用済みである場合は4割、未使用の場合は6割返還となります。あと残りにつきましては、管理料と一緒に墓園の維持管理費用という形で使わせていただいているといったところになるかと思えます。

ただ、1億円あっても全てが維持管理費用に使えるというわけではございませんので、大きな修繕とかがありましたら、返還金の原資がなくなってしまうと困りますので、そういったところはまた一般会計のほうとも、財政のほうとも相談させていただいてやっていくわけなんです。小修繕等につきましては基金を取り崩して随時やっていっているような状態でございます。今のところ、大きな修繕というのは、基金を取り崩してというところは考えておりませんが、今後また大きなことがございましたら、検討するに値するかというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号に

ついては、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和4年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第6号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小林 弘君）日程第22 議案第6号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第7号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小林 弘君) 日程第23 議案第7号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第8号 令和4年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第4号)について

○議長(小林 弘君) 日程第24 議案第8号 令和4年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第4号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和4年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第9号 令和4年度橋本市
後期高齢者医療特別会計補正予
算(第5号)について

○議長(小林 弘君)日程第25 議案第9号
令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計補
正予算(第5号)について を議題といたし
ます。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、
委員会の付託を省略することに決しまし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和4年度橋本市後
期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)に
ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第10号 令和4年度橋本市
工業団地造成事業特別会計補正
予算(第4号)について

○議長(小林 弘君)日程第26 議案第10号
令和4年度橋本市工業団地造成事業特別会計
補正予算(第4号)について を議題といた
します。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、
委員会の付託を省略することに決しまし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより議案第10号 令和4年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第11号 令和4年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（小林 弘君）日程第27 議案第11号 令和4年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）2ページなんですけど、資本的支出、第1項の建設改良費と第2項拡張費、先ほどからも減額ということでお話になっているんですけど、大きく減額されている理由なんですけど、お聞かせいただきたいんですけど。請負差額であるのか、はたまた施工予定箇所につ手を付けることができなかつたのかいろいろ考えられるんですけど、その点について一点だけお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）まず、建設改良費のほうの減額なんですけど、こちらのほう、道路改良に伴う水道管の移設工事を計画しておりまして、県道二見御幸辻停車場線道路改良工事による水道管の移設工事、こちらのほうで1億2,329万9,000円の減額、これは県道の工事そのものが翌年度、来年度のほうにずれ込んだとということがございまして、そ

らのほうの減額になっております。

それから大きなところでは、公共下水道事業、山田・出塔地内の公共下水道、それから吉原地内の公共下水道接続工事、こちらのほうも農業集落排水の接続工事のほうが来年度行うということになりましたので、これに付随する水道工事のほうが取りやめになっておる。それが山田・出塔地内のほうが1,080万2,000円、それから吉原地内のほうが1,881万円の減額ということになっております。

あと、その他道路改良工事に伴う水道管の移設工事。これは何かありましたらということで取ってあった予算なんですけど、それが3,097万2,000円、合計で1億8,388万3,000円の減額ということになっております。

それから、拡張費のほうなんですけど、こちらのほう、あやの台北部用地整備事業の繰り越し、これに伴う工事が来年度以降に繰下げということでなりましたので、令和4年度計上させていただいていた予算のほうを不用額として落とさせてもらうものになります。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより議案第11号 令和4年度橋本市水道事業会計補正予算（第5号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第12号 令和4年度橋本市
下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（小林 弘君）日程第28 議案第12号 令和4年度橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）すいません、毎度。下水道事業なんですけど、今回も補正があるんですけれど、備考とか説明欄に全く記載がないんですけれど、ぱっと見たところなかなか分かりにくいなというところがありまして、その辺、ぜひともこの欄をしっかりと活用していただきたいという思いがありますので、備考欄を有効に使っていただくように改善していただきたいと思うんですけれど、その辺についてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）備考欄のほう、こちらのほう、全てというわけにはいきませんが、主な原因であるとかそういったものを一言添えさせていただければ、皆様のご理解のほうも深まるかと思っておりますので、その辺につきましてもまた今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 令和4年度橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第13号 令和4年度橋本市
病院事業会計補正予算（第6号）
について

○議長（小林 弘君）日程第29 議案第13号 令和4年度橋本市病院事業会計補正予算（第6号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）8ページの退職給付費1億6,862万6,000円の補正なんですけれども、

説明でも追加計上って書いてありますし、何人で、退職理由、コロナとかも影響しているのかなと心配なんですけど、その辺の説明をお願いします。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）今回の退職給付費の補正に関しまして、今年度2月1日時点での退職見込み者数ですけども43名となっております。医師に関しましては、人事異動に伴います退職も含まれております。看護師、助産師については、合わせまして22名、その他がその差引きの人数となっております。あと、定年退職に就きましては3名ということで、医師と薬剤師と、それと歯科技工士1名ずつというふうな形になっております。

そういった形で退職給付費に関しましては、年度当初のほうに引当金として約6,800万円計上しておるわけなんですけども、その不足額、それとあと3月、今月いっぱい、追加で退職者が出てきたときの分ということで、今回補正のほうを上げさせていただいているというふうな形でございます。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）私、解釈が間違っていたら、議長、止めていただいて結構です。質問する場がどこに当たるか分からないのであえてここで聞かせていただくんですけども、補正予算説明書、予算関係の説明書の4ページで新型コロナウイルス病床確保事業の補助とかこういう説明を頂いとるんで、新型コロナウイルス感染症に対して医療従事者にいろんな補助金が入ると思うんですけども、それについて今の補正予算説明書の中には、事前に事務局長にはある程度問いに行ってるんで、何のことを聞いとるかというのは病院は分かると思うんですけども、やっぱ

り医療従事者に対して国や県というのはいろんな補助金を出していると思います。この予算書の中に載ってないんです。というのは、県から医療従事者の何金と言うたらええんか分からん、補助金としか言いようがないんですけども、認知症さん等に係る補助とかそういうのが出とるはずなんです。これを予算書に、聞くとほかの病院云々と言っていましたけど、やっぱりお金の流れとこのを一般会計も入れさせていただいて、備品購入、カルテ、いろんなものを入れて、補助金というのを市からも出しています。経由しています。

そういった中で、さっきの退職金もそうですけど、お金の流れというのからしか私らは質問の権利というのがないんです。ということは、県や国から入ったお金が経由したという形跡というのはこの帳簿に載せていただかないと、あと、総務部長なり副市長なりがそれをご存じなんかということが大事な核である。この観点からしか聞けないんで僕、聞くんですけども、認知症さんに関わるお金というのが現場職員に対して満額支給されていないかという話なんです。その答えも病院にも何回か問うたんですけど、その返事も的確に返ってこない。これは上層部でこう決めたからこうなんだと。モチベーションの話ですわ。

市は金がないんです。病院は赤字でも守っていきたくは僕は思うんです。現場職員は看護師不足でいろんなことが困るとるんです。これっておかしいんと違うんかなと思うんですよ。それによって別経由と言うたら、県や国は働いた人に直接口座へ振り込むのという話。これもおかしい。当然どこかを經由してるんですね。ほんならこれ、給料明細に載っているのって。申告もれとかに公務員はならんのか。これが私、納得いかない。説明願えますか。議長よろしいですか。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今の堀内議員のおただしについてお答えさせていただきたいと思います。

県のほうから認知症等に、コロナ患者さんで認知症、あと精神等の患者さんを看護、診療等を行った医療従事者に対して補助金というふうな形で出ているわけなんですけども、令和3年度に関しましては、県のほうから病院のほうを介してお支払いのほうをさせていただいているところがございますが、令和4年度に関しましては、県のほうとも協議させていただいて、先ほどお話にもございましたが、他の公立病院等の状況もお伺いさせていただいた中で、この補助金に関しては慰労金としての性質上、源泉徴収が行われないというふうな形になっておりますので、そういったことで県との調整をさせていただいた中で、各職員に対して口座の聞き取りのほうをさせていただいて、その書類を県のほうに併せて提出のほうをさせていただいて、県のほうから直接職員個々に振込みのほうをしていただいているというふうなところでございます。

金額のほうに関してですけれども、補助金の金額としては、1日患者1人に対して、正確な金額は忘れてしまったんですが、五万いくらかつく内容でございました。そうすると、今回、今年度、7波、8波というふうな形で年間を通じて波はあるんですけども、総額にするとかかなりな金額になるというふうな形になってきます。ただ、そうすると実際にそういうふうに関わった職員のみを支給することになりますと、かなり高額になってくるような形になります。補助金全体でいきますと恐らく数千万円というふうな単位になりますので、それを頭割りするとかなりな金額になるというふうな形になりますので、そういったところで令和3年度の実績を踏まえて、

特にコロナの患者を診ていただいております5階西病棟で業務をしております職員に対しましての、そのときに出した金額をベースに考えさせていただいたのと、それと防疫手当、今現在、実際にコロナの関係した職員に対しまして月額4,000円支給させていただいております。その辺のところを加味させていただきまして、今回、認知症関係の関わった職員に関しましては同額の4,000円をプラスアルファするというので、月額だいたい20日間勤務があったとして8万円、年間96万円というふうな形で今回、金額のほうを設定させていただいた中で県と調整させていただき、その分を申請のほうをさせていただいて、支払いのほうは県のほうから直接、職員のほうに行っているというふうなところでございます。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）これは賛否あるので、2回しか質問ができないんで、あと一回の質問以降納得いけへんだら、また戻ってこれたら一般質問をするんですけどね。えっというような顔、初めて聞いたよという雰囲気ですね、この辺。だから、別にそれはまずいとは言わないです。もらえるものはもらったらええですよ。コロナで認知症さんを診らなあかん医療従事者に対しての慰労金って。もらえるものはもらったらええ。橋本市は財政難から明けたばかり。地に足をつけていっとなるのに、もらえるものはもうたらええじゃないですか。僕が聞きたいのはここからなんやけど、4,000円の定義ですわ。前年度がどうやったとか、何かのベースに合わせて4,000円で算出しとるけど、分母で言うたら1,300万円程度もらえる権利があるのに、300万円程度しかもらってないということは高額になるからやというような答弁やけども、もらえるものはもらったらええじゃないですか。命を

削って現場で働いとるんやから。モチベーションが下がりますよ。それで募集して来ますか。もう一回言いますよ。もらえるものはもらったらいいんですよ。市民病院かって空きのベッドの数でももらえるものはもらっとるでしょう。

頑張っとる者にしっかり渡すものは渡して、もう一つ言わせてもらったら、この報告、募集期間ですわ。募集期間かって、4月から6月30日とか4期に分かれていると。これかって職員が直接県にもらうというんやったら、誰か代表で現場職員に請求書を作らせたいじゃないですか。市民病院の市から出向した人間が何人かいててやっどる。事務方を預かっとる人がやっどるわけでしょう。この4,000円の定義は上層部でもんで4,000円と決めたと言うけど、そんなん上で勝手に決めれるものですか。ほんで事後報告みたいな感じじゃないですか。これだけあるけども、これだけしかこの定義で請求しませんよということを知ってもらって請求して、勝手に県からもうてもうて、あとはやっておいてくれよと。もらえるものの請求はしといたったので。税金もかかりませんので。これが普通やと僕は思うんですよ。

市民病院を守っていく上で少しでももらえるものがあつたらもうて、地べたをはいつくばってでも病院を守っていこう、現場を守っていこうというところにこれがあって、コロナの受入患者さんに接していただくお医者さま、看護師、医療従事者がおるわけですわ。この考え方がおかしいのと、今の答弁やったら法律上問題はないんでしょうけど、予算書にやっぱり経路を載せたほうがいいと思う、僕は。こうしたほうが、これだけ頑張ってくれとるんや、このお金は何よというこの場で質疑があって、これだけの対価が来とるんやというのが私らが分かるんですわ。数字から

しか議員というのは入っていけないんですわ、質問というのは。

全て答弁はできないと思う。答弁もれすると思うけど、このタイムスケジュールと4,000円の定義、取り戻せないかどうか、この三つだけお答えください。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、タイムスケジュールでございますが、これは県のほうから交付要綱に基づいてその部分を提出させていただいているところですので、その部分のタイムスケジュールを変えるというのは病院のほうからは難しいというふうに考えております。

あとそれと、4,000円の定義ですけど、先ほども申し上げさせていただきましたが、過去の実績を踏まえたのと、それと防疫手当、それと、実際に病院としてはコロナの病棟で実際に患者さんに関わっていただいている職員だけではなくて、病院全体でコロナ対策に取り組んでおるところでございます。本当であればこの補助金、私の気持ちとしては全職員に何割かの負担をできるような形でできればいいのかなとは思んですけども、ただ、ここに関しましても直接従事した者というふうな形で限られておりますので、そういったところの、私らもというふうなところの中で不平不満が出てくる可能性もございましたので、今回4,000円というところで過去の実績等も踏まえた中で、防疫手当と同額に合わせさせていただいたというふうな次第でございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）そしたら、歳入歳出全般でコロナというワードも出たので、それに関連してご質問いたします。

まず一点目として、新型コロナウイルス感染症が陽性であった場合、全額公費負担とな

るわけなんですけれども、その全額負担を国へ請求するんですけど、しかしながら、市民病院の発熱外来におきましてこれが適切に行われておらず、乳幼児の場合は本来負担する必要のない橋本市の乳幼児子ども医療費に請求を行っていたという事実。そして成人の場合も、本来負担する必要のない患者から負担金をもらっていたという事実。これがあるのかないのか。もしあるならば、今回の補正予算の計上はどうなっているのかについてまず一点。

そして二点目として、適切さを欠いたこの請求の原因は何なのか。

三点目として、いつからこのような請求が行われていたのか。また、その全件数と金額、及び橋本市に請求を行っていた件数と金額について。

次に、四点目として橋本市以外の市町村への請求があったのか。あったとするならば、その件数と金額。

最後五点目として、国へ請求すべきところ、橋本市へ請求、また患者個人への請求を行っていたことに対して、院内処方、院外処方を含む今後の具体的な対策方法についてお答えください。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、一点目につきまして、議員ご指摘のとおり誤った請求がございました。これに関しましては、私自身も管理監督する立場として、今回コロナの運用制度等、目まぐるしく変わっていく中で、もっと注意すべきであったというふうに反省しているところでございます。大変申し訳ございませんでした。

また、今回、調剤薬局等、ご迷惑をかけておりますことに関しましても、併せておわび

を申し上げさせていただきたいと思います。

それと、予算の関係ですけども、本補正予算におきましては、これは外来収益のほうになってきますので、外来収益全般の中を含めるということで、本件のみでの補正予算というのは行っておりません。

それと、二点目の適切さに欠いた原因についてでございますが、新型コロナウイルス感染症との診断確定後の診療行為につきましては、国の感染症公費の適用になるんですけども、処方箋に記載すべき公費番号が記載できていなかったことによるものでございます。本来、国の公費適用になる場合に関しましては、感染症の発生届がなされてから適用となります。令和4年9月26日より感染症の発生届が不要というふうな形になりました。これによりまして、少なくとも確定診断がなされた後の処方箋料につきましては公費扱いとすべきでございましたが、発熱外来患者の増加に加え、診療部門と事務部門も連携が不十分であったということで、今回、処方箋への公費番号の記載ができておらず、誤った請求になったものでございます。

三点目のいつから行われていたか、及び全体の件数についてでございますが、まず、いつからにつきましては、令和4年9月26日以降の診療分となります。件数につきましては、全体で226件となります。このうち、院外処方を実施したものが162件で、病院ではなくあくまでも調剤薬局での請求となるんですけども、病院が把握できるものとして一般的な解熱剤の処方とかであればだいたい173点になるんですけども、それで1割負担、2割負担、3割負担というところで計算しますと、約7万5,000円ぐらいになります。

ただ、調剤薬局に関しましては体制であるとか指導行為がございましたので、その辺のところで各調剤薬局のほうでは若干の変動があ

るというふうなところで、正確な金額については病院のほうでは不明ということで回答させていただきたいと思います。

病院に関しましては、266件のうち75件、これは1月分になるんですけども、これは一旦請求のほうを止めまして、次月請求というのできちんと処理した中で請求させていただくということで、修正が必要な分に関しましては残りの191件、3万5,121円というふうな形になります。

次に、橋本市への公費請求を行っていたものは、調剤薬局の分に関しまして112件、金額に関しましては約5万2,000円というふうな形で、これは先ほどお話しさせていただきました体制とか指導行為での変動は若干あるということもございます。あと、病院請求分につきましては104件ということで、1万9,665円というふうな形になります。

それと四点目の橋本市以外への請求についてですが、調剤薬局分につきましては、九度山町が2件、約700円ぐらいになります。病院分が、かつらぎ町に5件、966円、九度山町に2件、276円ございました。なお、県外に所在地がある方は15名いらっしゃったんですけども、子ども医療等の公費適用の可否については、和歌山県内の医療機関での委任、取扱いができないため、個別に連絡を取って対応のほうをしていきたいというふうに考えております。

最後五点目ですが、今後の具体的な対処方法につきまして、令和5年2月1日より新型コロナウイルス感染症と診断された患者さまにつきましては、処方箋には公費番号を即座に反映できるようにいたしまして、診療部門と事務部門の連携を図っておるところでございます。過去の修正分につきましては、病院分においては請求の取下げを行っており、再請求による修正を実施しているところござ

います。調剤薬局の分におきましては162件のうち7件、まだ連絡の取れていない分がございます。ここに関しましては、速やかに確認を行いまして、該当する調剤薬局に同様の取下げ及び再請求のお願いをさせていただく所存でございます。

大変このたびのことは申し訳ございませんでした。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）そしたら、2回目しかできないんで何点かお伺いするんですけど、市民病院とか民間薬局において、遡って今回請求なんかも取り下げ、また再請求、返金作業の業務が発生するわけなんですけども、還付処理と言ったらいいのか、この事務に要するおよその日数と労力はどの程度とお考えなのか。

二点目に、それについて分かる範囲でいいんですけど、金額に換算するとどの程度のコストがかかるのか。

そして三点目に再発防止対策、今お話しいただいたように、公費番号を即座に反映できるように、診療部門と専門部門の連携を図っていくというお答えだったんですけど、今回はその連携が図れていなかったということは事実なんですけど、そしたらこの事務を実質的に誰が監督管理するべきであったのか、していたのかというところをまたお伺いいたします。

四点目に、ほかにもこのような不適切な事務処理がないのかについてお伺いします。

そして五点目、橋本市市民病院のやはり信用というところについて、失落行為に値するのではないかというふうに考えるわけなんですけど、その場合の責任の所在と、誰がどのような形で責任を取るのかについてお伺いいたします。

そして六点目なんですけど、やはり監査や

議会に対してしっかりと説明を行う義務があると思いますので、今後……。

○議長（小林 弘君）岡本議員、ちょっと議案にそれてきておるとしますので、本日先ほどの答弁で、この辺りでお願いできたらよろしいかなと思っております。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 令和4年度橋本市病院事業会計補正予算(第6号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩をいたします。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第30 議案第14号 令和5年度橋本市 一般会計予算について

○議長（小林 弘君）日程第30 議案第14号 令和5年度橋本市一般会計予算について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、予算説明書により、歳出から款別に行います。57ページをお開きください。

まず、1款議会費、57ページから60ページまで、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、1款を終わります。

次に、2款総務費、59ページから108ページまで、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、107ページから168ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、167ページから202ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、5款から7款までを終わります。

次に、8款土木費、9款消防費、201ページから234ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、8款、9款を終わります。

次に、10款教育費、233ページから286ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、10款を終わります。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、285ページから288ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

1款市税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、5ページから10ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、1款から5款までを終わります。

次に、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、9款自動車税環境性能割交付金、10款地方特例交付金、11款地方交付税、12款交通安全対策特別交付金、9ページから12ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、6款から12款までを終わります。

次に、13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料、15款国庫支出金、16款県支出金、17款財産収入、18款寄附金、11ページから40ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、13款から18款までを終わります。

次に、19款繰入金、20款繰越金、21款諸収入、22款市債、39ページから56ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、歳入

を終わります。

それでは、一般会計予算全般について行います。

質疑ありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）予算審査特別委員会がありますのでそちらに委ねたいと思うんですけども、一点だけ、すいませんが、ちょっと気になるので。200ページの一番下、観光振興に要する経費のところの18の負担金、補助金及び交付金のところの紀の川橋本SUMMERBALL補助金1,300万円についてであります。これは、市長はやめたということで前言われておったんですけども、区長会等からの要望があって復活したと思うんですけども、この予算を取った限りはそれなりのことをしなくては駄目だと思うんですよ。私はもともと祭りについては、このSUMMERBALLについては、はっきり言って批判的というか、もともと私たちは市民みんなで手作りでするのかからない祭りをしようということで進めておったんですけども、市長は観光の目玉ということで1,300万円を取ってやり始めたんですけども、僕もここの委員にも行っただけですけども、市民からの協賛金というものがかなりありまして、実際にかんりの、1,300万円のできるわけじゃありませんし、かんりの費用がかかるんですけども、これを一旦やめたということと言われてたんで再度復活するにあたって、どれだけいろいろ議論をされたんか。今後、本当にうまくできるんかどうか。受けてくれるところがあるんかどうか。市民協賛金も望めるんかどうか。特に商工業者からの補助金というのはかなり大きいんで、市民補助金は協賛金は半分減ってきておるんですけども、その分がやっぱり業者の負担金といえますか補助金がウエートを占めてきてる。その辺も含めると、どれぐらいの予算

規模で、どれだけの規模のSUMMERBALLをやるんかということのをいま一度考えらんといかんと思うんです。

要望があれば、やられるのであれば、私は以前から言うているとおり古佐田橋本線がきれいになりましたし、向副のグラウンドでやれば、むちゃくちゃ大きな花火を上げる必要はないと思いますし、向副でやれば送迎の費用もかからない。若干警備はかかりますけども、送迎の費用もかからない。公共交通機関で来てもらえるというメリットもあるんで、そんなことも含めて、ここで一旦中止という、やめるということになったときに復活するのであれば、もっともっと議論をする必要があるんかなと思うんです。夏まで大分ありますけども、その辺のところを復活するにあたってどこまで考えたんか、議論したんか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

なかなか私も相当悩みました。やはり橋本市といえば花火というのが昔から定着をきていますし、区長会からも実施しなさいという強いお話もありましたし、そして、子どもたちからも、ぜひSUMMERBALLを復活させてほしいと、そういうこともありました。そして一番難しかったのが、コロナ禍の中でSUMMERBALLをしていいのかどうかという議論もしましたし、やはり時期的な問題で、結構熱中症等で倒れる方もおられますし、どういうふうを考えるのかというのは、内部でも、SUMMERBALL実行委員会でも議論をさせていただいています。

今回、区長会等、子どもたちの要望も聞いた上で、花火大会というところでやっという。今現在考えているのはかなり縮小して、

今まででしたら大阪のほうまでポスターを貼りに行っていましたけども、整理をして、縮小した形でまず今年はやっていただけらなと。議員が言われましたように、やはり企業協賛金がどれくらい集まるのか。市民協賛金は区長会がしっかり集めていただけるということになっていますので、その辺も含めて適正な予算規模でやっていくふうな方向でいただけらなというふうにも思っています。

一つの、これからコロナで5月8日から2類から5類に変わるということで、これから今までやってできなかったイベント等も復活をさせていくというようなこともありますし、できるだけ経済の活性化という部分でやっただけというふうには思っています。実際、私も今、企業協賛金がどれだけ集まるのかというのは非常に気にはしていますけども、市民の皆さんの強い要望もあっての、シークレット花火の場合は非常に反対、議会のほうからも意見書が出てきましたし、あれは中止をさせてもらいましたけども、その分、市民からの反発はかなり強かったというのも、何で花火を上げへんのやという、そういうお話もたくさん頂いた中で、今回、市としては1,300万円しか出しませんが、企業協賛金や、あるいは市民協賛金、あるいは屋台等を出していただける事業費等の収入等でやっただけというふうには思っています。橋本市を活性化する、まず花火で市民の皆さんのコロナで苦しかったところの一つの活性化になればなというふうにも思っています。

いろんなご意見はあろうかと思いますが、向副グラウンドでやりますと警備費が今以上にかかります。国道からずっと持ってこなあかんで、そういう警備費も抑えることはなかなか難しいんですけども、そういう必要な予算をきちんと組んで精査してやっただけというふうには思っています。

いろんなご意見があるのは承知の上で今回予算を計上させていただきました。これも議会が通らなかつたらSUMMERBALLはしませんし、議員の皆さんの賛同が得られるならSUMMERBALL、かなり縮小になるかなと思ひながら、そして市の商業者の皆さんが屋台を出すことによって少しでも収益を上げていただいて、市でそのお金を使っていただくということも必要なというふうには思っています。

ただ、名義貸しが増えてきているというのも事実なんで、そこについては厳しく対処をしていけたらなど。純粋に市内の事業者も含めて、そこで稼いでいただけたらというふうには思っています。

実際、しんどい決断なんですけど、予算をつけた以上、きちっと予算も精査しながら、事業を精査しながら、市民の皆さんに喜んでいただけるSUMMERBALLになればなというふうには思っています。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）市長の答弁を頂いたんで、一応ちゃんとやっていただければありがたいかなと思いますけども。私、駅前というか、地元橋本地区の出身でありますので、駅周辺から含めて地元橋本地区のみんなの意見としてお伝えしときたいんで、参考に聞いておいてください。

やっぱり開発が止まりましたし、駅前周辺、全く最近、活性化がされていません。かなり寂れてきとるといふか、以前から僕もいろいろ質問をさせていただいて、やっぱり橋本駅の中心は橋本駅前という観点からいきますと、特に南海、JR二つも駅があるようなまちです。ここを活性化していくためには何をしたらええんかと言うたら、SUMMERBALLを見直したときに、こっちに戻ってき

てくれたらええなという話がみんなから聞かえてきます。これは市がやることなんで、決まればそこでやっていただいたら結構なんですけども、駅前のことも、橋本駅前がやっぱり、橋本市の発展を考えていったら向副でやっていただいて、公共交通を使って駅前がにぎわうというのが駅前開発、あの辺が中止になった段階でいきますと一番いい方法ではないかなと思ひ、皆さんそういう要望がたくさん僕のところにも寄せられています。

そういうことで、そういう強い意見があるということも頭の隅に入れていただいて、すばらしいSUMMERBALLをやっていただければありがたいかなと思ひしております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、7人の委員をもって構成する令和5年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、議案第14号については、7人の委員をもって構成する令和5年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

令和5年度予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、

2番 垣内君、5番 板橋君、
7番 阪本君、10番 土井君、
11番 杉本君、12番 堀内君、

14番 樽井君。

以上の7名を指名いたします。

日程第31 議案第15号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、
日程第42 議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について までの12件

○議長（小林 弘君）日程第31 議案第15号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について から、日程第42 議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について までの12件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

まず、議案第15号 令和5年度橋本市国民健康保険特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第16号 令和5年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第17号 令和5年度橋本市駐車場事業特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第18号 令和5年度橋本市墓園事業特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第19号 令和5年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について 質疑を行います。
全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第20号 令和5年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算について 質疑を行います。
全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第21号 令和5年度橋本市介護保険特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第22号 令和5年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第23号 令和5年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第24号 令和5年度橋本市水道事業会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、議案第25号 令和5年度橋本市下水道事業会

計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、次に、議案第26号 令和5年度橋本市病院事業会計予算について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第15号から議案第26号までの12件については、令和5年度予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、議案第15号から議案第26号までの12件については、令和5年度予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

この際、先ほど設置されました令和5年度予算審査特別委員会を開催するため、1時40分まで休憩をいたします。

(午後1時21分 休憩)

(午後1時40分 再開)

○議長(小林 弘君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました令和5年度予算審査特別委員会委員長に14番 樽井豪男君、副委員長に11番 杉本俊彦君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第43 議案第42号 市道路線の認定について

○議長(小林 弘君)日程第43 議案第42号市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第42号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第44 議案第43号 市道路線の変更について

○議長(小林 弘君)日程第44 議案第43号市道路線の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第45 議案第44号 字の区域及び名称の変更について

○議長(小林 弘君)日程第45 議案第44号字の区域及び名称の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第44号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号 字の区域及び名称の変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第46 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長(小林 弘君) 日程第46 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第45号については、経済建設委員会に付託をいたします。

日程第47 選第1号 橋本市監査委員の選任について

○議長(小林 弘君) 日程第47 選第1号 橋本市監査委員の選任について を議題といた

します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番(堀内和久君) これも僕ぐらいしかこんなことを聞けへんと思うんですけど、前にも決算のときに言うたことがあるんですけど、選任というのはほんまにグループの中から選任で選ばれるパターンと専門職を要する人と、これというのは、監査委員というのはかなりレベルの高い、ほんで必要性の特に高いものやと思います。給料じゃなくて報酬となるんですかね。勉強不足なんですけど。価格の高騰とかそんなことと合わすようなものではないんですけど、人の価値観として、僕、橋本市って、よその自治体とあまりきっちり中身を比べ切れてないんですけども、こういう仕事の量が多いと思います。たまに来ていただいて事務量とか、職員をよく呼ばれて事細かく聞いてくれとる、かなりレベルの高い、他市に負けない監査委員やと思います。単刀直入に言いますけど、報酬アップとかそういうのを検討していくべきなんや違うんかな。成り手がおれへんようになってしまったらあかんで。評価というのは賃金しかないし、お金に執着もないような気もするんですけど、感謝の儀というか、よいしょをしとるから言うのと違うんです。やっぱり未来のことを考えてちょっと考えるときになってもいいのかなと。部長の見解を。

○議長(小林 弘君) 総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君) おただしのよう、いろいろな経験や知識が必要とされる職であられると思います。大変橋本市のやっぱり行政や財政、お金の使い道などをきちんと精査していただいている。本当にまさに行政の評価をしていただいている大事な職であられると思いますので、ここでどうとは言

えないですけど、近隣自治体とかほかを調べさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）僕ね、実はもう近隣自治体とかは調べたんです。この辺やろうというふうな無難な感じになっというように感じました、人口比率とかを考えて。ただ、やっぱり本市としては一番手にすることで、こういう質疑がいずれよその自治体で出たときに、橋本市がモデルになるような、どこの自治体でもそういう方というのはなかなか誰でもなれるものじゃないので、選任関係の中でもこれは最高峰やと思うんで、ちょっと考えてみてください。よろしくお願いします。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第1号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、

で、本件はこれに同意することに決しました。

日程第48 選第2号 橋本市教育委員会委員の選任について

○議長（小林 弘君）日程第48 選第2号 橋本市教育委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）何も異議はないんですけども、中下さん、多分、新任だと思うんですけども、どなたか任期切れとかで退任されるのでしょうか。それで合ってますか。それだけ。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）現在、委員は4名いているんですけども、そのうちの1名、中尾委員が任期満了となります。その中尾委員の後任者として今回上げさせていただいておるところでございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第2号 橋本市教育委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時48分 休憩）

○議長（小林 弘君）ただ今、橋本市教育委員会委員の選任について同意されました中下小夜氏から、発言の申出がありますので、これを許します。

○教育委員会委員（中下小夜君）ただ今ご紹介いただきました中下小夜と申します。

このたび教育委員を拝命するにあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は長年、小学校教員として勤めてまいりました。5年前に定年退職をし、その後は橋本市の家庭児童相談員、それから橋本市内の小学校の特別支援学級の支援をしながら、子どもたちと接してまいりました。

日々感じることは、子どもたちはすごく素直で純粋です。よりよい自分になるために一生懸命努力をして頑張っています。保護者の皆さんも子どもたちの健やかな成長を願い、一生懸命子育てをされています。そんな子どもたちに寄り添いながら、自分はどんなことができるのかと日々考えながら接してまいりました。教えることより教えられることのほうが多かったような気がします。そして、子どもたちは学校だけでなく、多くの人たちの支援の輪の中で守られている、そんなことも感じております。

子どもは未来。先日、夕方の報道番組でこの言葉を耳にしました。強く心に響きました。

まさに未来である子どもたちの命が輝き、一人ひとりが自分らしく成長できる、そんな社会であることを願ってやみませんでした。

最後に、橋本市にはすばらしい教育大綱があります。人が学び合い、ともに育むまちづくりを理念として、具体的な文言が示されています。私自身もその理念を心に刻みながら、教育委員として、今後、微力ではありますが、責務を果たしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（午後1時52分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第49 選第3号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小林 弘君）日程第49 選第3号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第3号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第50 選第4号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(小林 弘君)日程第50 選第4号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第4号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第51 選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(小林 弘君)日程第51 選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第5号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第5号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第52 選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(小林 弘君)日程第52 選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第6号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第53 選第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(小林 弘君)日程第53 選第7号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第7号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第54 議案第46号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第57 議案第49号 工事請負契約の締結について までの4件

○議長(小林 弘君)日程第54 議案第46号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第57 議案第49号 工事請負契約の締結について までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君)本日、追加提案させていただきました議案についてご説明申し上げます。

議案第46号は、橋本市職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、徴収業務及びケースワーカー業務に係る月額支給の特殊勤務手当を勤務実績に応じた日額支給に改めるものでございます。

議案第47号は、橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、本市国民健康保険の財政状況の改善を図るため、各税率において所要の改正を行うものでございます。

また、国民健康保険施行令の改正に伴う所要の改正を併せて行うものでございます。

議案第48号は、橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国民健康保険施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を8万円増額するものでございます。

議案第49号は、工事請負契約の締結についてでございます。

これは、あやの台北部工業団地区画道路改良（その1）工事に係る制限付一般競争入札を執行したところ、境和技建有限会社が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案4件についてご説明申し上げます。議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 弘君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第46号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第46号については、委員会の付託を省略いたしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第47号については、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第48号については、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、

で、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林 弘君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月10日から3月22日までの13日間は委員会審査等のため休会とし、3月23日午後9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時2分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 小 林 弘
10 番 議 員 土 井 裕美子
18 番 議 員 岡 弘 悟